すべての人を大切にするまちに

― 正しく知って、差別を見抜く力をつける ―

問 人権センター
（大路二、キラリエ草津３階）
☎563-1177、FAX563-7070

終戦80年に寄せて

今年、終戦から80年が経過しました。総務省の人口推計によると、総人口に占める戦後生まれの世代の割合が9割に迫ろうとしています。燃え上がる戦火の中、どれだけ多くの命が奪われたことでしょうか。戦後生まれの世代には容易に想像することが難しい、体験した人にしか分からない悲惨な戦争の実態があることでしょう。戦後80年を迎えた今、私たちは戦争を体験した語り部の方々から話を伺い、当時の様子について思いをはせながら、次の世代に伝えていくことが大切ではないでしょうか。

日本被団協の声明

8月5日、広島と長崎に原爆が投下され80年を迎える前に、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が声明を発表しました。注目すべきは、声明の最後に「私たちの運動は国内外の多くの支援のおかげで持続してきました。この運動を次の世代のみなさんがさらに工夫して築いていかれることを期待します。私たちは、核兵器が人間とは共存できないことを、命ある限り訴えてまいります。国民と世界の皆さん、平和国家の道を確かにして人類の危機を救うため、ともに核兵器も戦争もない人間社会を求めてまいりましょう」（被団協8月5日声明文引用）と呼び掛けていることです。この訴えには、広島や長崎での原子爆弾投下という惨禍を二度と起こしてはいけないという思いと願いが込められています。このような活動を通じ、昨年ノーベル平和賞を受賞したことは、長年にわたる核兵器の廃絶などを訴えてきた成果であると考えられます。

戦争を風化させないために

戦争は、最大の人権を侵害する行為であり、人々の生命、身体、財産、自由、精神的な健康など、あらゆる人権を奪います。

戦争体験世代や、戦争と戦時の生活を記憶している世代が少なくなっています。このような悲惨な体験を風化させることなく、その教訓を後世に継承していくために、戦後に生まれた世代がその思いを引き継いでいく必要があります。

このことから、市では昭和63（1988）年10月に、基本的人権の永久尊重と恒久平和の実現をめざした「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言をしています。この宣言を具現化するため、平和祈念のつどいや平和パネル展を開催し、戦争の惨禍を風化させることなく、後世に引き継いでいます。

いま一度「終戦80年」や「平和」について、身近な人と語り合い、考えてみてはどうでしょうか。

定額減税補足給付金（不足額給付）の申請は10月31日㈮まで

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 人とくらしのサポートセンター（１階）
☎561-6889、FAX561-2482

国民年金の受給資格期間が不足している場合

3 すべての人に健康と福祉を

●国民年金の任意加入

60歳までに、老齢基礎年金の受給資格期間が満たない場合や、納付期間が少ないために老齢基礎年金を満額受給できない場合、60～65歳になるまでの間、任意加入の申し出により、保険料が納付できます。

対 60～65歳の人

他
- 昭和50年４月１日以前に生まれた人で、70歳まで納付すれば受給資格を満たす場合に限り、65歳を過ぎても特例で任意加入可
- 海外に住所のある日本国籍の人も任意加入可
- 公的年金（厚生年金・共済組合）の加入期間中は任意加入不可
- 保険料は、原則、口座振替での納付

申 金融機関の通帳、届出印、本人確認書類を持って、草津年金事務所か担当課に直接

申・問
- 日本年金機構 草津年金事務所（西渋川一）☎567-2220、FAX562-9638
- 保険年金課（１階）☎561-2367、FAX561-2480

はしかわ市長のだいすき！くさつ

働き世代の健幸

朝夕の風に秋の気配を感じるこの頃、皆様お元気でお過ごしでしょうか。市の木であるキンモクセイもオレンジ色の可愛らしい花を咲かせ、辺り一帯に特徴的な甘い香りを漂わせます。この香りで秋の訪れを感じる人も多く、日本の三大芳香木の一つに数えられています。公園や街路樹として植えられている場所も多いため、近所で香りを感じながら散策するのもお勧めです。

さて、市では、誰もが生きがいをもち、健やかで幸せに暮らすことのできるまち「健幸都市くさつ」の実現に向けて、これまでから、自身の健康状態や健幸情報を知ることができるくさつ健幸ステーションの市内各所への設置や、健康増進や食育推進のためのレシピを掲載する草津市クックパッド公式キッチン「草津・たび丸kitchen」のレシピの掲載、日常生活を「健幸」に過ごすヒントを学べる体験型イベント「みんなの健幸フェア」の開催など、色々な取り組みを進めてまいりました。

9月19日に行われた市民公開講座では、市民の健幸づくりのきっかけとなるように制作した運動プログラム動画を、お披露目いたしました。本市は、健康上の問題で日常生活が制限されることなく過ごせる健康寿命が、全国の市区町村の中でもトップクラスですが、これには高年期だけでなく、壮年期・中年期の取り組みも重要です。また、毎年実施している「市のまちづくりについての市民意識調査」では、青年期から壮年期の働き世代は、運動習慣のある人が比較的少ないことが分かりました。令和5年度から2年間をかけ、立命館大学と「働き世代の健幸」に係る共同研究を行う中で、強度の高い運動と低い運動を繰り返し行う「高強度インターバルトレーニング」が、最も効果的であることが分かりました。

「高強度インターバルトレーニング」は、5分間歩行によるウオームアップ後に、高強度の運動2分間、低強度の運動3分間を1セットとして計8セット、合計40分間の格闘技系エクササイズをした後、クールダウンに5分間歩行を行います。動画は市公式YouTube「くさつチャンネル」に公開しており、フルバージョンの他、時間がない方向けの20分程度のミドルバージョン、運動に自信がない人や動きの練習をしたい方向けの5分程度のショートバージョンもあります。

動画には、市役所や大学、湖岸など、さまざまなロケーションの背景が映し出される仕組みとなっており、より楽しみながら、運動することができます。私もアバターとして登場し、皆様にエールを送ります。さあ、私と一緒に「健幸」をめざしていきましょう。

年金生活者支援給付金

3 すべての人に健康と福祉を

公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。新たに対象となる人には9月中に日本年金機構から案内が届いています。忘れずに同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を書いて、提出してください。

●老齢基礎年金を受給している人のうち、以下の要件を全て満たしている人
- 65歳以上
- 世帯員全員の市民税が非課税
- 前年の年金収入額とその他所得額の合計が90万9,000円以下

●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人のうち、前年の所得額が479万4,000円以下の人
※扶養親族等の数に応じて増額

問
- 日本年金機構 草津年金事務所（西渋川一）☎567-2220、FAX562-9638
- 保険年金課（１階）☎561-2367、FAX561-2480

コンビニでの証明書発行の停止

戸籍システムネットワーク移行作業の実施に伴い、コンビニでの証明書の発行を停止しますので、ご理解をお願いします。下記停止期間中であっても郵送や電子申請サイトからの申請は可能ですので、ご活用ください。

住民票などの申請はこちら

市税の証明書などの申請はこちら

◷ ●全ての証明書　10月９日㈭、24日㈮ 13：00～26日㈰

問 【住民票・戸籍などについて】市民課（１階）☎561-2344、FAX561-2492
【所得証明書などについて】税務課（１階）☎561-2308、FAX561-2479

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
2015年９月に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」を理念とする、国際社会共通の目標です。先進国と途上国が一丸となって、目標の達成をめざします。市でも第６次総合計画で、SDGsの視点を踏まえたまちづくりを進め、広報くさつでは、該当する記事にアイコンを表示します。